

平成24年度
三芳町「事業の仕分け」
報告書



三芳町イメージキャラクター

みらいくん



三芳町イメージキャラクター

のぞみちゃん

平成24年7月7日（土）・8日（日）

会場：藤久保公民館ホール

三芳町

三芳町「事業の仕分け」報告シート

担当課	福祉課
-----	-----

事業 No. : 1

事業名 : 地域福祉バス利用助成事業

【評価・判定】		
内容改善	継 続	
4	1	
【判定結果】		
内容改善	継続前提。目的を整理し、目的に基づいた調査を実施するほか、他の部署との連携を図ってより良い事業に変えていく。「政策研究所」とも有機的な連携を。利用パスへの変更やルートの変編を含めた改善を。	
【事業概要】		
現状と課題	運行している路線に限られ、運行時間にも偏りがあるため、公共施設巡回型バス又は地域巡回型バス運行の検討を要す。	
事業の目的 期待する効果	在宅の高齢者に対し、地域福祉バス利用料金の一部を助成することにより、日常生活の利便を図り、もって在宅高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。	
活動内容	70 歳以上の高齢者に一か月当たり 8 枚を交付する。1 枚当たりの運賃 210 円＋手数料 10 円を委託業者に支払う。	
【主な質問】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利便性だけではない、その先にある目的について ・ 調査の実施について（用途、高齢者の自立） ・ 使われた分の支払方法について（利用券分、手数料） ・ 利用実績の把握について ・ 配布場所について ・ 配布時期について ・ 地域格差について ・ バス路線や停留所、本数、時間の変更について ・ 配布方法について（配布場所まで行くのが困難な場合） ・ 目標の設定（利用率、達成率）と回数（月 8 回）の妥当性 について ・ 利用券の受け取りについて（外に出て動くきっかけにもなる） ・ 内部評価の根拠について 		
【評価コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ どういうニーズがあって使われているのか等をしっかり調査すべき。 ・ 対象者の見直しも考える必要がある。（高齢者の 8 割は自立した人。若者にも生活苦の人はいる。） ・ 利便性向上に向け、バスの路線、金額、時刻表についても、要望を出すべき。 ・ 目標、目的を明確にしたうえで、より効率的、効果的な手法を考えるべき。 ・ 他の事業（障害者福祉タクシー等）との整合性を。 		

【町の方針】

事業目的が高齢者の日常生活の利便の向上となっているが窓口対応から伺えるニーズとしてはバスの本数の増加、路線の拡大、チケットの使いづらさ等があげられる。

事業の仕分けや窓口での住民のご意見を参考にし、具体的なサービス提供方法について近隣自治体の実施状況を参考にしながら検討したい。

なお、利用条件については特に定めがないので利用目的等の調査は行う予定はない。

三芳町「事業の仕分け」報告シート

担当課	福祉課
-----	-----

事業 No. : 2

事業名 : 敬老祝金支給事業

【評価・判定】		
内容改善	廃止	
3	2	
【判定結果】		
内容改善	コンセプトはよいが、根本的に形態を見直す必要あり。たとえば地域で使える商品券とすることで地域へ還元したり、町への寄付を可能にするなど工夫をする。この町に住んでいてよかったと思える内容に。	
【事業概要】		
現状と課題	高齢者人口の増加により、今後も敬老祝金の支給額が増加していくと考えられる。	
事業の目的 期待する効果	三芳町に住所を有する高齢者に対し、その長寿を祝福し、敬老祝金の支給を行い、もって家庭の平和と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。	
活動内容	毎年8月15日において、満70歳、満77歳、満88歳、満99歳の高齢者に対して、敬老祝金を支給する。 (金額) 満70歳 5,000円、満77歳 10,000円、満88歳 20,000円、満99歳 30,000円	
【主な質問】		
<ul style="list-style-type: none"> • 年齢の対象などの見直しの経緯について（昭和49年以降） • 所得制限を設けることについて • 近隣市の状況について（ふじみ野市の支給廃止（70歳）、所沢市、富士見市の支給していない理由） 		
【評価コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> • コンセプトは良いが、銀行振込などは有難味も薄れるので、その部分を考えていくべき。 • 年齢は見直した方がよい。 • 対象者を絞る。高齢者を敬う気持ちを別の形で表すべき。 • 所沢市は、お祝いとしてお茶を差し上げるというのが所沢の考え方。 • お金や物でなく、100歳になったら市長さんが来てくれるということを楽しみにしていることもある。お金だけでなく、お年寄りに励みになる、労力を割いてできるものがあると良い。 • 単にやめるのではなく、他事業との関連、手法も含めて抜本的に見直す必要がある。 • 財政が厳しいならば仕方ないが、気持ちの張りにもなるので、高齢者にやさしい町であってほしい。 • お金がいいのかというところはあるが、商品券・入場券などが選べるなどの選択制といった方法もあるのではないかと。 • 社会背景の変化もある中で、現金を支給することが適当か。地域活性化のための商品券の支給等も考えられる。 • これからの世代を考えると、継続が難しいのであれば、大幅に内容を改善していく必要もあるのではと思う。 		

- 事業ありきでなく、どれだけ敬老思想が上がったか等が本来の目的であり、支給年齢だけが問題ではない。
- 今の高齢者世代の年金リターンは7倍。今20歳の方は2.5倍といった社会的再配分の仕組みから考えて、抜本的な見直しが必要。

【町の方針】

現在、敬老に関する事業として敬老祝金を支給しているが、社会情勢の変化や近隣の実施状況を加味して長寿を祝福するという趣旨から現在の高齢化社会にあった対象年齢の引き上げと見直しを検討したい。

三芳町「事業の仕分け」報告シート

担当課	福祉課
-----	-----

事業 No. : 3

事業名 : 障がい者在宅介護事業

【評価・判定】		
継 続	内容改善	
3	2	
【判定結果】		
内容改善	こういった政策は必要だが、個々の事務事業が有機的に働いているか、もう少し緻密に検討する必要がある。ニーズの把握にも努力する。本当に困っている人に、必要十分なサービスが行き届くようにしていく。	
【事業概要】		
現状と課題	近年高齢かつ重度の身体障がい者が増加し本事業対象者は年々増加している。年齢や障害部位、種別により必要とするサービスの内容は変化する。法律に基づくサービスではニーズに対応できないものも多いため本事業の必要性は増している。	
事業の目的 期待する効果	障がい者個々の生活に必要なサービスを主に経済面から支えることにより、当該障がい者の生活上の不便や困難を軽減し福祉の増進や社会参加の促進をはかることが出来る。	
活動内容	難病患者等短期保護事業委託、福祉有償運送協議会への負担金支出、生活サポート事業、重度心身障害者タクシー利用料補助、重度身体障害者居宅改善整備、地域福祉バス利用料補助、心身障害者駐輪場補助、心身障害者自動車燃料費補助、身体障害者(児)紙おむつ給付、身体障害者(児)診断書料補助、精神障害者診断書料補助、精神障害者福祉タクシー利用料補助、精神障害者自動車燃料費、難病患者等日常生活用具給付	
【主な質問】		
<ul style="list-style-type: none"> • それぞれの事業における改善効果について（就労機会、自立した生活） • 所得制限について • 障害年金や介護保険、生活保護等の重複について • 自己申告による申請について • 福祉有償運送協議会について • 内部評価の根拠について • 地方自治体間のサービス格差や就労支援について • ニーズの把握、満足度について • 支給金額について（金額設定、妥当性） • 等級について 		
【評価コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> • 事務事業ごとにシートを作成した方がよい。事業経費と効果が把握できない。 • 障害者施策は自治事務。地域で進める責任がある。担当者のご苦労はよくわかるが、議会や住民に適切な判断を求められるようなシートを作成すべき。 • 個別の事業について、それぞれニーズ把握等をしたうえで検討していく必要がある。 		

- 就労支援と在宅支援はワンセットで考えた方がよい。在宅支援を手厚くしすぎると、ボーダーラインの障がい者が家から出ないことに繋がる。
- 介護保険、生活保護との横の連携をもっととるべき。
- 障害者施策は、地域で進める責任があるので、市民に適切な判断が求められるような視点が必要。
- 必要な事業。多角的な見地からの検討が必要なのは。

【町の方針】

他制度との連携や就労支援についてはケースワーク業務にて対応している。本事業の効果として期待されるものは社会参加の促進や健康の保持増進、障がいの進行や2次的な障がいの発生を予防することである。これらの達成度は個人の価値観によるところが大きく、事業と効果の関係性も明確に測れるものではない。窓口対応やケースワーク業務の中で利用者ニーズを把握するしかないのが現状。事業数については主に町単独予算で多方面から在宅障がい者の支援を行う制度として枠組みを変える予定はない。

三芳町「事業の仕分け」報告シート

担当課	文化財保護課
-----	--------

事業 No. : 4

事業名 : 歴史民俗資料館管理運営・整備事業

【評価・判定】	
内容改善	継 続
3	2
【判定結果】	
内容改善	継続前提。助成金や補助金に頼らざる得ない事業なので、コストに関してしっかりとした視点をもっていく。人件費が適性かも見極める。またサービスの提供方法や、広報にも工夫の余地がある。
【事業概要】	
現状と課題	展示見学・講座・事業などを通して、地域文化創造の場、多様化する生涯学習ニーズに応える施設として、その基本となる資料の充実保存や施設の整備は必要不可欠である。
事業の目的 期待する効果	多くの人に、資料館を利用・活用してもらうため、安全で快適な生涯学習の場の提供や、資料保存設備・施設の充実、保存資料の適切な保存やそれらの情報の適切な提供など、多くがこの事業に求められる。こうした活動が、地域の歴史や伝統文化の掘り起こしや関心や保存継承につながり、地域アイデンティティ確立への寄与や、当町の文化的イメージアップ効果を持つ。
活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1、資料収集保管事業…資料保存・活用のため保存修復目録化の充実 2、収蔵庫の充実・整備促進…資料を保存するための収蔵施設の充実 3、展示空間・事業実施空間整備事業…利用しやすい施設充実へ寄与 4、施設整備事業…老朽施設の修繕、施設設備拡充・保安整備の充実 5、施設備品整備事業…学習活用や展示充実のための施設備品の充実 6、施設維持管理事業…定期的点検・清掃・保安などによる維持管理 7、健全者以外にも対応できる施設充実事業…バリアフリー化の充実
【主な質問】	
<ul style="list-style-type: none"> • 県・国の補助金について • 住民の協力（基金・寄付）の検討について • 茅葺屋根に使う茅の確保について • 文化財の価値について • 住民1人当たりの負担について • 専門的な職員について。 • ボランティアの活用について • 建物の維持（茅の葺き替えなど）の長期的な計画について • 資料館への交通について 	
【評価コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> • 費用がかかっているものなので、冷静に見極める判断も必要。住民の方に理解される活動をお願いしたい。 	

- ・費用が足りないのであれば、入場料を設定することも考えては。
- ・人件費に関して、全体の中の6人は何をしているのか、疑問に残り、判断しにくい。
- ・実際に仕事に携わっている人がもっている想いを、共有できるような仕組みづくりをしてほしい。
- ・理解者を増やしていくことを示す成果指標の数値を。
- ・民間委託、指定管理についても考察すべき。
- ・運営部分については内容改善の余地があるのでは。
- ・整備は計画的に、長期的視野の中で考えていく必要があるのではないかと。
- ・歴史民俗資料館に訪れやすい環境を。送迎に関しては、ホームページ等に記載をしてほしい。
- ・もっと、地域の方々の力を借りていくという手法があるのではないかと考える。
- ・必要性は大。運営していく費用はますます縮小の傾向があるが、地域住民ボランティアの力を大いに借りて続けてほしい。
- ・館長の熱い思いが伝わってきて、感動した。これからも頑張ってもらいたい。

【町の方針】

- ・住民に理解される活動…資料館の展示や公開にとどまらず、教育普及事業として、公民館や他の施設に移動展示なども実施、また、公民館や小中学校と連携した出前講座や出前教室など展開してきているが、さらに住民に理解される活動を、精査し、効率のよい事業や活動を展開していきたい。
- ・入場料の設定について…費用の補てんに入場料を設定することについては、開館当初検討をしてきたが、入場料をとるという行為が、広く住民に開放し町の歴史や文化の理解につなげる施設目的において、入館者を制限し効果を弱める可能性と、入場料設定により発生する経費（人件費、印刷費、機器設定費用）と入場料収入とを積算すると採算がとれる可能性は低い（多館の事例等を参考にし）と判断された。このことについて、今回の指摘以降、入場料を取る館の状況を再度聞き取りしたが、その多くが赤字になっている例が多いとのことであった。入場料については、今後研究を重ねる必要があると思われる。
- ・全体の中の6人は何をしているのか、疑問に残り、判断しにくい…今回の仕分けのポイントは資料館の管理運営であり、ポイントをそこに絞って説明してきた。従って、資料館が業務として受け持つ、資料館教育普及事業（23年度事業仕分け対象）や、文化財保護事業についての説明を省略したことにより、仕分け人に対して、資料館事業の多義・多様な活動や事業を紹介できなかった。24年度から資料館には、文化財保護係が合併し、文化財保護課が組織された。6人の職員は、23年度における資料館3人、文化財保護係3人の合計人数となる。現在、文化財保護課長（資料館長を兼任）1人と、主に文化財保護担当が2人、資料館担当が2人、庶務担当が1人である。文化財保護に関しては、埋蔵文化財の保護のための発掘調査事業・郷土芸能等の無形文化財の保護・指定文化財の管理や所在調査の実施など業務、それに伴う庶務があり、ほぼ2.5名の職員が、これに当たっている（文化財保護係）。資料館に関しては、資料館管理運営事業（今回の仕分け対象）・資料館教育普及事業（23年度仕分け対象）・施設整備事業・資料の保存整備事業、それに伴う庶務などがあり、ほぼ2.5名の職員が、これに当たっている。
- ・理解者を増やしていくことを示す成果指標の数値…理解者を増やす指標数値は検討を必要とであるが、理解者や協力者を組織したボランティア組織や友の会のような組織の検討も行っていきたい。
- ・民間委託、指定管理についても考察…これについては、23年度の仕分けの際にも申しあげたが、全国の事例等で見た場合、成功例が少なく、民間委託や指定管理の方向性は、慎重な検討が必要と思われるが、事例研究は今後も進めていきたい。
- ・運営部分については内容改善の余地があるのでは…資料館や資料館で管理する資料や、文化財保護

という観点から、新たに保護してきた資料が、より市民の共有の財産となるため、さらなる努力を重ね、より効率のよい運営をこころがけたい。

- 整備は計画的に、長期的視野の中で考えていく必要…長く時代を超えて残されてきた文化財や資料館で保存し、市民の共有の財産である資料や、それらを保全することについては、長期的視野に立った計画性をもった事業の展開が必要と認識します。財政状況や人的配置計画などを考慮し、今後、ビジョンを作り上げていきたい。

- 歴史民俗資料館に訪れやすい環境を…資料館を含む竹間沢地区に関しては、バス等の公共交通システムがない。そのことが、行きたくてもいけないという声につながっている。大きな課題である。今後、公共交通検討の研究事業を政策研究所において継続検討されているので、そうした研究に対して、竹間沢や資料館の公共交通機関の導入に関して検討していただけるように申し入れをして、早期実現をお願いしたい。また、送迎に関しては、ホームページ等に記載については、現在の職員の配置状況等から常時実施できないので掲載は困難と思われる。ただし、弱者を中心とした対応は社会福祉協議会やボランティアと連携して、より恒常的な可能性検討を進めたい。

- もっと、地域の方々の力を借りていくという手法があるのではないかと…現在も地元お年寄りによる日曜日の旧池上家住宅の解説や昔の暮らしの指導を展開している。また、旧島田家住宅では、三富ボランティアを組織し旧島田家や三富新田の見学説明や、体験事業などのサポートをいただいている。しかし、その方たちだけではなく、さらに多くのボランティア協力者を募っていきたい。そうすることが、資料館や文化財を自分たちの財産として誇り、守っていこうという賛同者をふやすことにつながるし、資料館や施設、さらには文化財の有効活用になり、市民の共有の財産になると考える。

- 資料館や文化財はあったらいいから、なくてはならないという思いをもてるような市民の理解がえられるよう、今後も努力していきたい。

三芳町「事業の仕分け」報告シート

担当課	生涯学習課
-----	-------

事業 No. : 5

事業名 : 図書館資料購入整備事業

【評価・判定】	
継続	民間活用
3	1
3	1
【判定結果】	
継続	<p>成果指標の設定を見直す余地がある。県内人口当たりの貸出冊数1位ということだが、こういった背景や要因でその結果が出ているのかを掴み、他の図書館事業とも有機的に連動して、事業の質の向上を進めていく。</p>
【事業概要】	
現状と課題	<p>図書館利用者の要望に corres 応するため、毎週新刊書の購入、基本図書及びレファレンス資料の定期的な買い替えを実施し、継続的・計画的な資料収集に努める必要がある。バランスの良い蔵書構成を維持するための最低限度の資料費が必要。</p>
事業の目的 期待する効果	<p>国民の知る自由を保障する機関である図書館は、年齢、性別、貧富の差なく広く住民の趣味や興味を満ち、情報提供し読書意欲や学習意欲を高め人生をより豊かなものにする為の重要な役目を担っている。景気が低迷するなか、セーフティーネットとしての情報提供の場として役割を持っている。また図書資料をジャンル別に基本的資料を揃えることが地域社会の文化活動の維持と活性化につながる。児童図書に関しては、基本図書を揃え定期的な入れ替えをすることにより衛生面を含め乳幼児、子どもに提供しやすい状況になり子どもの読書活動の推進につながる。</p>
活動内容	<p>資料の選書は、毎週新刊書の見計らい本からの選書と新刊情報誌からの選書、住民のリクエストによる選書により実施している。全集やレファレンス用資料等については、ブックフェアなどを利用し実際に手に取り選書している。児童図書や絵本は回転が速く劣化が激しい為、頻繁に買換えをしている。基本図書や制度・情報の変わった資料の入れ替えはNDC分類ごとに定期的に書架を点検し実施。その後不要となった資料は、検討後利用者に提供する。現在、要望の多い児童関係施設に廃棄本を提供している。このようなサイクルで資料を新鮮な状態に保っている。</p>
【主な質問】	
<ul style="list-style-type: none"> ・職員数について ・直営で行っていく意味について ・選書の担当者について ・選書の方法について ・公共の図書館が選書する意味について ・図書館の性格について（リクエスト、特殊性、地域性など） ・成果指標の設定について（住民1人あたりの貸出冊数） ・子どもの読書活動推進計画の基本理念について ・新たな成果指標の設定について（待ち状況の改善、努力結果の反映） ・買い替えた冊数、増加冊数について ・購入が抑制されているときについて（努力内容、寄付） ・蔵書のスペースについて 	

【評価コメント】

- 選書することが行政責任の中でどうあるべきか、議論が必要となってくる。専門の選書をする場合に思想に片寄りができることを防ぐため、選書を透明にできる市民を含めた選書委員会設置も考えられる。中身を充実させる図書館のあり方を考えるべきであり、行政と民間でできる部分を考えるべきかと思う。
- 成果指標を変えていただきたい。新刊書等の回転率がどのくらいかデータを取り、住民ニーズにしている状況を把握してほしい。
- 資料をジャンル別に分け、どのような本が借りる人が多いかなどを示してほしい。このような本を買うために予算が必要を示すことで、市民を納得させてほしい。
- 成果指標は努力の目標に沿うものに検討してほしい。予算が抑えられた際に、ニーズに合わせたものも必要だが、一方として図書館が地方自治の拠点や原点として資料を提供する意味でも事業を説明できるようにしてほしい。
- 貸出冊数が埼玉県で一番という数字も出ているので、こうした数字を維持してほしい。

【町の方針】

図書館資料購入整備事業では、限られた予算のなかで住民のリクエスト等に迅速に答え資料提供してきた。選書については児童司書を中心に厳しい基準による選書を継続し、現在も良好な状況が保たれ一定の評価を得ている。今後は、一般書についても継続的に一般担当司書を配置し、NDC 分類のバランスの良い蔵書構成を新鮮な状況で保つ必要がある。毎週の選書、定期的な蔵書点検、廃棄の継続的実施が数年後の蔵書構成に影響するため重要である。また、データ分析によるとリクエスト優先の選書を実施した結果貸出冊数は多いが、文学以外の分野での基本図書や参考図書の割合が年々減少し、買換えができずに老朽化した資料が多く配架され新鮮な情報が得られない、そのため貸出されないという悪循環が生じている。今後は計画的な分類ごとの図書館基本資料の買換えを実施するため資料費の増額が必要となる。選書に関しては、図書館ボランティアネットワークの個々の専門分野に関する知識を生かし、定期的に選書に関する助言を受けながら住民との連携を深めたい。

成果指標については、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき「図書館評価のための国内規格指標」等を参考に「指標」を選定し、「数値目標」を設定し、図書館協議会の協力を得て自ら点検評価を実施しながら目標達成に向けて努力する必要がある。

今後は、「子どもの読書活動の推進計画」に記載のある子どもの読書推進から一般担当司書による一般対象の事業まで図書館資料に関する質の高い事業を実施していきたい。

三芳町「事業の仕分け」報告シート

担当課	生涯学習課
-----	-------

事業 No. : 6

事業名 : 公民館学習講座事業

【評価・判定】		
内容改善	実施主体の見直し	民間活用
3	1	1
【判定結果】		
内容改善	指標の事業回数だけでは効果を測れない。どのような事業が住民の満足につながるのか検討する。企画運営については、住民や有識者の知恵を借り、協働でおこなっていく。大学との連携も視野に含める。	
【事業概要】		
現状と課題	社会教育法第22条の規定に基づき、年齢層や生活・地域課題に応じた講座・講演会・講習会等の事業を実施している。今後は、住民の多様化する学習ニーズを的確に把握し、課題に即した事業を実施していくため、公民館主事や社会教育主事など専門的職員を配置し、事業展開していくことが肝要である。	
事業の目的 期待する効果	地域住民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興・社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	
活動内容	地域の身近な学習課題を学ぶ高齢大学、国際交流支援事業としての韓国語講座や日本語教室、IT支援事業としてのパソコン相談室やデジカメ講座、芸術や文化に親しむコンサートや歴史散歩・マンスリースクエア、趣味や生活に関する手芸・アートフラワー・園芸・健康・子育て講座、地域の課題に即した映画会・防災講座等を実施。	
【主な質問】		
<ul style="list-style-type: none"> ・内部評価の根拠について（有効性、方向性） ・事業に関する年齢別統計について ・事業費の内容について ・会場設営の委託状況について ・事業に関わらない職員について ・事業に係る費用負担について ・中央公民館で行っていた事業について ・中央公民館の予算について ・若い人対象の企画について ・公民館の目的について ・コミュニティセンターについて ・講座にかかる人数について ・ボランティアや民間、専門性をもった人の活用について ・事業参加者へのアンケート実施について 		

【評価コメント】

- 講座の一覧が偏っていると思う。すべての地域の小学生が参加できる事業があってもいいのではないか。
- 行政の守備範囲として成人教育、社会教育は時代にはないと思う。公民館は、かつてはそれまで教育機会に恵まれなかった人への学習権の確保だったが、今は生涯学習が主になっている。
- 行政の無謬性から、職員が成人に対する教育を提供するのは時代に合わない。
- 運営、管理の在り方も含めて、抜本的に見直す必要がある、特に、職員が直接運営に携わるべきか問い直すべき。
- 民間が行っていることとかぶっていないか等、考えていく余地がある。
- 主体は市民。経験豊かな、学習意欲の高い住民を活用していく環境をつくってほしい。
- 各事業の開催回数が偏っているのでは。町民のニーズに合った事業の改善をしてもらいたい。
- 防災体験講座など、東日本大震災後なので、多く各公民館で開催してほしい。
- 年齢別、男女別の利用状況を計ってほしい。事業に対する分析を行う必要がある。いろんなことを考え、年齢層・男女を取り込んでいかななくてはならない。

【町の方針】

公民館は、地域の乳幼児から高齢者まで、さまざまな年代の人たちが、利用する場となる。安全の確保はもちろんのこと、安心して活動する場としなくてはならない。現在の管理体制により、土日、夜間はシルバーに委託をして1名勤務となっており、緊急時に対応しきれないことも予想され、安全に対する管理体制を検討していくことが急務と考える。また、事業に関しては、より良い企画、運営の推進役ともなる専門性の有する職員を配置し、住民の多様化する学習ニーズを的確に把握するとともに、公民館運営審議会の意見を聞き、事業の企画・運営・実施等内容改善に取り組んでいく必要がある。事業対象の世代間格差については、学校等との連携を含め、幅広い層への関わりが進むよう取り組んでいく。

三芳町「事業の仕分け」報告シート

担当課	学校教育課
-----	-------

事業 No. : 7

事業名 : 小中一貫教育推進事業

【評価・判定】		
継 続	廃 止	拡 充
3	1	1
【判定結果】		
継続	本当にこの事業によって不登校が改善されたのかを示せる指標を。教員負担だけを求めるのではなく、保護者や地域の力との連携により、子どもたちを見守る必要がある。	
【事業概要】		
現状と課題	地域や学校において、児童生徒の実態を生かした特色ある学校の創造や創意工夫を生かした小・中学校の一貫性のある教育が求められている。	
事業の目的 期待する効果	小・中学校が連携を図り、系統的、継続的に指導を展開することで、児童生徒に対して、学習指導や生徒指導での共通した指導や連続性のある一貫した教育を行うことが出来る。これらを積極的に推進することが、学力向上や中一ギャップ、不登校の解消につながる。	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「小中一貫教育」を推進するために、小中一貫教育推進委員会を開催し、具体的な取組について、研究を進める。 ・全中学校区の小学校と中学校を研究推進校として委嘱し、「連携型小中一貫教育」の取り組みを支援していく。 	
【主な質問】		
<ul style="list-style-type: none"> ・教員の負担について ・教員の変化について ・不登校の数と中一ギャップの数の連動について ・不登校の出現率と取り組んでない学校との比較について ・事業の重点について（不登校、学力向上） ・事業費の謝礼について ・視察のメンバーについて ・三芳東中学校区の不登校者数の内訳について ・校長の認識について ・中一ギャップに対する事業の必要性について 		
【評価コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・指標の見直しを。とはいえ、小中一貫を進めることは意味のあること。教員も積極的にかかわることとは大事。その分負担もあるので、それについても配慮を。 ・児童生徒、保護者やPTAも小中学校の意味を理解して、地域の教育資源に関心、かかわりを。 ・ギャップは乗り越えさせるもの。教員のレベルを上げること、人と人との問題でしか不登校は解決できない。 ・実際に不登校が減っているという事実があるということなので、継続。ただし、資料をもう少し細 		

かく精査する必要があると思う。町全体ではなく小中学校ごとに。

- ・難しいかもしれないが、保護者等に聞いて不登校の理由を調べられるとこの事業の裏付けになる。
- ・これから数値をどのように活用するのか、そしてそれを分析して、小中一貫をやっていくのかを細かくやっていくとよい。
- ・小中一貫の目的を踏まえてやってほしい。
- ・市町村の教育委員会ですることができることをやっていく必要があると考える。
- ・現場の教員の負担にならぬ様に、町民、保護者等を含め活動できれば、と思った。
- ・予算以上にいろんなことをやっている。
- ・不登校だけに的を絞るのではなく、広く小中学校の連携を。

【町の方針】

三芳町小中一貫教育は平成21年度より検討委員会を立ち上げ研究を推進してきたが、平成24年度からは推進委員会を立ち上げ、研究段階から実施段階に移行していく。今までの取組で効果のあったものとして、小中学校教員による合同研修会、中学校教員による小学6年生への出前授業、小学校5・6年生による連合運動会に向けての練習に、中学校の陸上部の生徒による指導、中学校の吹奏楽部の生徒による小学校の鼓笛の指導などがある。これらの効果のあった取組に関しては継続し、改善すべき点のある取組については改善策を講じた上で実施していく。

さらに、キャリア教育に関して、9年間を見通した指導計画を策定し、三芳町小中一貫教育の核として推進していく予定である。

指標については、いじめ、不登校など問題行動の件数の減少や、学力がどれだけ向上したかといった数値目標を設定すべきところであるが、そういった数値は、小中一貫教育の他、生徒指導、教育相談等様々な教育活動の総合的な成果があるので、それらの数値目標を小中一貫教育のみの指標とすることは難しいが、小中一貫教育の成果を最もよく表すことができる指標を立てていきたい。

三芳町「事業の仕分け」報告シート

担当課	学校教育課
-----	-------

事業 No. : 8

事業名 : 三芳町立学校支援員配置事業

【評価・判定】		
内容改善	継 続	縮 小
3	1	1
【判定結果】		
内容改善	成果指標の見直しを。長期的な視点で効果を計ることが必要。町のお金でやっていることから、三芳の目標に即した事業として進めると効果的で、住民にも理解しやすい。	
【事業概要】		
現状と課題	個別の指導を要する児童生徒が増えてきている現状の中、「生きる力」の育成を目指した学習指導要領のねらいを実現するためには、「個に応じた指導」を柔軟かつ多様に導入するなどの指導体制の構築が必要である。そのために、各校に学校支援員を配置し、担任及び教科担任と協力して教育活動を行い、一人一人の児童生徒のニーズに応じたきめ細かな指導を展開し、児童生徒の確かな学力と豊かな心の育成を図る。	
事業の目的 期待する効果	児童生徒一人一人の能力、特性に応じたきめ細かな指導を実施するため、小中学校に学校支援員を配置し、個に応じた指導、特色ある教育活動を実践していく。 ・学習指導員、理科支援員、英語指導員を配置することで、基礎的・基本的な知識・技能の習得及び活用を図ることのできる児童生徒を育成する。 ・教育支援員、特別支援教育支援員、特別支援学級介助員、さわやか相談員を配置することにより、基礎的・基本的な生活習慣の育成や豊かな心の育成を図る。 ・事務職員を配置し、学校事務の効率化を図り、教員の子どもに向き合う時間を確保する。	
活動内容	小・中学校に原則1名ずつ学習指導員を1日5時間、年間約215日間配置し、学習指導の補助にあたる。 教育支援員・特別支援教育支援員を各校1名、1日5時間配置。さわやか相談員を中学校に1名ずつ、1日5時間配置。事務職員を各小中学校に1名、1日4時間配置。 特別支援学級介助員小学校4名、中学校2名を配置、年間約220日配置。 理科支援員を小学校5校に2名、1日5時間、1校あたり35日間配置。 英語指導員を小学校5校に3名、1日5時間、年間約215日配置。 様々な教育活動に関する支援を行う。	
【主な質問】		
<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する3つの達成目標（読み、書き、計算）について ・目標値（95%）について ・100%にするための方法について ・あいさつの指標について ・提示されたデータ（挨拶）と支援員の関係について ・小学校のクラスの人数について ・支援員の教員免許について ・指導員の支払単価について 		

- 県の補助金の支給対象について
- 町独自の問題への対処について
- さわやか相談員について
- 一般教員の時給換算について
- 人員配置計画について
- 支援員の効果について
- 事務職員の配置について
- 事務職員の業務について
- 県と町の事務職員の役割分担について
- 内部評価結果の見直しについて（学校運営の有効な方法）

【評価コメント】

- 町の単独事業であることを踏まえ、より町の教育に資する取り組みとしていく必要がある。
- 本当に必要なものもあると思うが、本当に必要なものなのか、今一度精査してほしい。
- 支援員について、ボランティア等の活用はできないのか。
- 教員として、教育の現場の変化を感じている。小中学生にも手厚い対応が必要。しかし、（児童・生徒数が）小学校30人、中学校33人という状況の中ではその必要性は吟味されるべき。
- 相談員は5時以降に対応できるようにするなどといったことも考えられるのでは。
- まず職員のレベルアップを図り、そのあとに支援員を考えてほしい。挨拶して返してくれる子どもがいない。会釈してくれる子どもはいるが、寄居では子どもだけでなく一般の人も挨拶する。
- 下校の放送はテープだが、発表の場等を奪っていると感じる。

【町の方針】

落ち着きがなくじっと席に座ってられないなど、一斉指導の枠を超え、個別の支援・指導が必要な児童生徒の数が増加している。また、保護者からの教育に対するニーズも多様化している。そのような中で、学力向上、生徒指導、特別支援教育、教育相談等、学校の課題に応じ、各支援員を配置することによって効果が上がっている。具体的には、授業が中断することなく進めることができるようになったり、落ち着きのない児童生徒も個別の支援によって授業に集中できるようになったりするなどの効果が上がっている。

今後は、学校配置の支援員がより効果的に機能するよう、支援員に対する研修を実施し、児童生徒への関わり方や支援の仕方を工夫し、資質の向上を図っていく。

これまで県の教育に関する3つの達成目標の取組を参考に、県と同様な指標を設けて三芳町立学校支援員配置事業の評価をしてきたが、より町の教育の実態にあった町独自の指標を設け事業を進めていく。

また、各校への支援員の配置については、各校の実情に合わせて、例えば1クラスの人数は平均すると小学校で約30人、中学校で約33人となっているが、学年によっては39人になることもあるので、そのことへの対応などを考慮し、より効果が上がるよう配置していく。

三芳町「事業の仕分け」報告シート

担当課	こども支援課
-----	--------

事業 No. : 9

事業名 : こども医療費支給事業

【評価・判定】		
継 続	内容改善	
4	1	
【判定結果】		
継続	<p>拡充方向。「子育てしやすい町」といったシティプロモーションの一環となることも考えながら継続を。人件費についてはもう少し工夫の余地がある。また、子ども1人あたりにかかる医療費を示すなど、もう少しわかりやすい指標を。</p>	
【事業概要】		
現状と課題	<p>子育て家庭への経済的支援の充実を図るため、医療費の助成を実施している。町単独事業として開始したため、申請方法は償還のみである。住民サービス等を考慮して、申請手続きの簡素化、会計事務の効率化を考え、検討課題であった社会保険診療報酬基金等への委託について、2市1町の事務研究会において協議、医師会との合意に基づき、H24.10月診療分より実施する。</p> <p>地方単独事業として現物事業方式（支払基金への委託）で実施されている医療費に対しては、国民健康保険国庫負担金の減額があり、現物給付をしている市町村は、医療費が高い傾向でもある。</p> <p>また、住民への制度の浸透及びH22年度より中学生の通院分についても助成開始となったため、助成件数・金額ともに増加している状況であり、さらに現物給付により医療費適正化されるが、助成額は増加傾向にある。</p>	
事業の目的 期待する効果	<p>子育て家庭への経済的支援の充実と共に、こどもの保健の向上と福祉の増進を図り、安心して子育てができる環境の構築を目的としている。</p>	
活動内容	<p>小学生から中学生（中学修了の年度の末日）までを対象に入院・通院の保険診療分にかかる医療費を助成。 医療機関で受診した場合、償還払いとして申請により助成を行う。</p>	
【主な質問】		
<ul style="list-style-type: none"> • 内部評価について（有効性・効率性） • 事業に関わる人員の構成について • 高校生まで拡充した際の仕事量、財政負担について • 事業の仕分けの対象について • 制度の対象と助成額について • 人件費の減少について（平成25年度以降） • 町として子どもを増やすための方針について • 予防接種について 		
【評価コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> • 子を持つ親として、継続してほしいと思っているが、町として健康医療に対してどこまで責任をもっていくのか。継続して考えてほしい。 • いずれは高校まで対象とすることが大きな流れになるのではないかと思うので、三芳リーディングになるのは良いと感じる。しかし、継続していくことを考えて、現状を把握・分析するのが大切。 		

- 長野県下条村の例などもある。子育てがしやすい、特徴ある町としてやっていくと良いのでは。
- もっと人件費を減らしていけるのでは。
- 乳幼児が住みやすいまちづくりを。
- 子どもの立場から考えると、18歳未満までを検討すべき。
- 日本の将来のために、是非継続していただきたい。その際、対象者の検討（年齢、通院・入院、所得は？）や成果指標の検討（対象者増で支出が減るのが望ましいのでは）を行い、行政側の役割、町の将来像、目標を明確にしていく努力をしてほしい。そのために、セクションを超えた努力が必要。
- 拡充方向を検討しながら、合理化も考えられたら、より良いものになっていく。
- 思わぬ事故や疾病での思わぬ出費が生じたときに支援してもらえることは有り難い。
- 成果指標は妥当か。1人当たりの支給額がいくらとなっているのかといったことが重要なのでは。
- 現物給付に移行中であることから、現状維持で様子を見ていくことが必要だと考えるが、子どもが住みやすい町づくりという大きな目標をもって、事業の目的、概要を拡充してほしい。

【町の方針】

こども医療費支給事業については、平成19年発足以降、支給対象年齢の拡大をおこない、現在中学修了の末日までに拡大された。この間、給付方法については償還払いを採用し、現在に至っているが、本年10月診療分より乳幼児医療費と制度を統合し、医療費の現物化に向け進行中である。現在のこども医療費の給付水準は、県内市町と比較しても高い水準にありますので、10月より現物化に移行する制度を円滑に運用し、以後、制度の成果を確認する段階になると思います。こども医療費支給事業への期待は大きいものがあるが、町の財政への負担は大きく、将来に向けた制度の検討には慎重を要する。

三芳町「事業の仕分け」報告シート

担当課	こども支援課
-----	--------

事業 No. : 10

事業名 : 公立保育所管理運営事業

【評価・判定】		
継続	民間活用	
3	3	
【判定結果】		
民間活用（内容改善）	民間の活用も考えた継続。統計等を分析し、保育士の待遇なども考慮、改善しながら公立の良さを生かして継続していく。	
【事業概要】		
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・著しい施設の老朽化が見られ、安全かつ質の高い保育を維持すべく毎年度多額の修繕費を要している。生活道路整備に基づく第2保育所改修工事や耐震改修工事と合わせ、計画的に修繕を進めていく。 ・町が保育所を運営する場合、施設の建て替えに係る経費に対する補助制度がなく、膨大な経費を町が負担しなければならない。また、待機児童を解消するために保育所を新設する必要があるが、財政負担を考慮すれば民間に頼らざるを得ない。 ・第1保育所は閉園に向け順次規模を縮小している。 	
事業の目的 期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯の家庭状況や就労形態の多様化、また経済状況の悪化により、保育所入所のニーズは高くなっている。 ・安全な環境のもとで質の高い保育サービスを提供し保育定員を確保する事により、保護者の委託に応える。 	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の労働又は疾病等の事由により、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育所において保育する。 	
【主な質問】		
<p>確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部評価について（有効性・効率性） ・第一保育所の閉園予定について ・保育士の確保が難しい要因について ・保護者のニーズの確認について ・保育所の数と待機児童について ・臨時職員の増大による保育への影響について ・三芳町の子育てにおける総合的な観点について ・三芳町らしさについて（農業・食育） ・臨時職員の勤務状況について ・適正な人事異動について ・臨時職員（担任）の労働条件について ・臨時職員の統計的なデータについて（勤続年数や賃金の平均値等） ・臨時職員の人数について ・民間保育所へ三芳町における保育の理念を伝えることについて ・公立・民間等の入所希望の審査方法について ・正規職員の新規採用について 		

・待機児童の状況について

【評価コメント】

- ・民間で出来ない部分を公立で補うという形であるならば公立をもう少し減らしても良いのではと思う。
- ・民設、公設は住民との合意形成が行われていない問題は、全国でおきている。民営でいくのであれば計画段階から説明をもっとしなければならない。
- ・娘が保育士をしているが、臨時職員をしているが条件が悪い。根本的な改善を求める。
- ・臨時職員と正規職員の賃金に差があるから人員の確保しづらいのでは、民間にシフトしていくのはよいと思うが、セーフティーネット的な役割もあるので急に減らすのではなく徐々に減らしていくほうが良いと思う。
- ・自分の子どもは公設に預けたが、保育所の職員数が多い事がよかった。
- ・あえて継続としたのは、公立の持っている重要性を訴えたい。労働条件の問題を考えるとすべて民営というのは反対。民間活用も指定管理者もあるなど選びにくい。特徴ある子育て政策をすればと思う。
⇒保育所の所長会議などの場で、漠然とした形であっても三芳町の目標を設定していけたらと思う。
- ・夢のない職場になっているのではないかと思う。20代30代の職員が重要。労働条件の安定が良い保育の条件になる。職員の雰囲気も大切。正規職員の確保できないというのであれば、民間に大部分を投げて職場環境の整備が必要。継続で現状維持ではなく前向きに改善してほしい。

【町の方針】

過去公立3所のみ保育所であったが、平成20年度、平成23年度に各1園ずつ民間保育園が開園となり、平成25年度さらに1園の開園を予定している。公立にあっては、老朽化により第1保育所の閉鎖が予定されており、平成25年度では、公立2所、民間3園となる。現在老朽化した施設の維持管理と、臨時職員に頼らざるを得ない中でそのままならない採用に苦慮しています。

今後における公立と民間のバランスについては、早計に結論は出せない問題であるが、公立におけるノウハウの蓄積や、ニーズ変化の対応力、職員の異動や、採用などの面において、極端な公立の小規模化はリスクも発生してくるなどを考慮すると、現状は今後体制を維持していくうえで、公立、民間のバランスのとれた良い時期であるといえる。

第1保育所の閉鎖に伴い、子育て支援センターで行なっている一時保育については、母体となる第1保育所の保育業務が無くなることや、民間保育所における受け入れ態勢が整うことから、平成24年度末に終了することとします。

今後も町の保育理念、保育方針、保育目標に自然や伝統など、三芳らしさを織り込んだ指導計画を立案し、将来を担う子どもたちの保育に取り組んでいきます。

三芳町「事業の仕分け」報告シート

担当課	こども支援課
-----	--------

事業 No. : 11

事業名 : 学童保育室管理運営事業

【評価・判定】	
継 続	拡 充
2.5	2.5
【判定結果】	
拡充	様々な調査（ニーズや現状数値、他自治体事業）を行い、NPOや民間等の選択肢を含め、どのように拡充するかを研究し、進めていく。
【事業概要】	
現状と課題	景気の悪化等により保育の需要が高まり、現在5学校に対し6学童で運営している。全体の入室率は100%だが現在70人を超えている学童が3か所あり指導の目が行き届かない現状がある。夏休み中の短期預かり時期は90名以上になる学童保育室もあり施設の整備がせまられている。又、今後職員の削減等に伴い運営が厳しくなるため、指定管理者制度やNPO法人等民間活動導入について積極的に検討する。
事業の目的 期待する効果	放課後、保護者が家庭にいない世帯の児童を対象に、家庭に代わる生活の場として学童保育室を運営し、適切な指導や遊びを行うことで保護者が安心して就労出来る環境を整え、児童の健全育成と子育てと仕事の両立が実現する。
活動内容	保護者の労働又は疾病等の事由により、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける児童を学童保育室において保育する。
【主な質問】	
<ul style="list-style-type: none"> • 内部評価について（有効性） • 三芳町の学童保育の特徴について • 放課後の児童の生活実態について • 臨時職員の比重について • プレイパークの導入について • 学童保育所の最終設置目標について（9か所） • 延長保育時間が保育所と異なることについて • 受付対象学年について • 入室を断わる事例の有無について • 指定管理者やNPOなどの民間活用について • 内容見直しを考えている点について 	
【評価コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> • 三芳町の農地や緑を利用しては。他にも、世田谷区等が行っているプレイパークの導入を考えてみては。また、三鷹（高山小学校の改築）のように子どもに試験的に学童保育室を作ってもらうなどしては。 • 子どもや親がどういう学童がほしいかを考えることが必要。（自分たちの学校づくり） • より充実した保育の実現に向けて、タブーなく様々な方法を検討すべき。 	

- 施策に対する評価（調査を行うことによる）を。自分たちがやっていることへの評価（利用者の評価）なくして改善することはできない。
- 箱ものありきではよくない。箱もの計画の前に、子どもの実態調査をすべき。
- 子どもたちの生活パターン、親の意見を取り入れて親に対する支援もしてほしい。
- 目が届く学童保育室にしてほしい。
- 人数、規模が大きくなってほしい。すべて公的に面倒見るのではなく、NPO の活用などを試行でもいいので試してほしい。
- コストの面で、利用者の負担をもう少し上げて、町の負担を下げてほしいと思う。
- 核家族の増加によって、核家族専用の住環境がもたらした事業の感がある。大切な事業だが、子育て、介護、家族の在り方等様々な課題が見えてくる。

【町の方針】

現在それぞれの学童保育室の規模（入室人数）が肥大化しつつある中、藤久保、北永井、唐沢の各学童保育室が分室化を迫られている状態であり、本年度藤久保小学校校舎を利用し藤久保学童の分室化の作業を進めている。

今後においては、北永井、唐沢の学童保育室について分室化をどう現実化するかが最大の課題となっている。また、計画的修繕や分室化などの施設管理や、限られた正規職員の配置、臨時職員の依存度など、安心安全に対する多方面からの検討を行わなければならない。

環境の整った学童保育室については、指定管理者制度等も視野に入れた検討をしていく必要がある。

三芳町「事業の仕分け」報告シート

担当課	健康増進課
-----	-------

事業 No. : 12

事業名 : 妊婦健康診査事業

【評価・判定】	
継続	内容改善
3	2
【判定結果】	
継続	相談業務と合わせてフォローをするなど、様々なアプローチを。子育て全般に関して他部署との連携を図り、トータルでどうしていくかを考えていく。
【事業概要】	
現状と課題	高齢やストレス等を抱える妊婦が増加傾向にあると共に、健康診査を受診しない妊婦も見られるところであり、母胎や胎児の健康確保を図るうえでも妊婦健康診査の重要性、必然性が一層高まっている。
事業の目的 期待する効果	母胎や胎児の健康を確保し、出産に対する精神的負担の軽減を図るとともに、安全な出産を迎える環境が整い、少子化の解消に一助する。また、少子化対策の一環として妊娠中の検診費用の負担軽減が求められており、妊娠出産に係る経済的不安の軽減し、受診率の増加が期待できる。
活動内容	母子健康手帳の交付時に、「妊婦一般健康診査受診票」（5回分）と「妊婦健康診査助成券」（9回分）等を交付する。 【受診対象検査】 基本的な妊婦健康診査：診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査、子宮頸がん検査、妊婦 HIV 抗体検査、HTLV-1（ヒト白血病ウイルス1型）検査、性器クラミジア検査
【主な質問】	
<ul style="list-style-type: none"> ・内部評価の根拠について ・こどもに関する町の指針と母子手帳の配布目標について ・受診率 100%を目指す方法について ・事業などを通じた PR 活動について ・県が契約しない病院の増加による影響について ・病院ごとの診察代金やサービスの比較表の作成について ・受診率目標と町の将来人口との関連性について 	
【評価コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ・(各課連携して) 町として、どうしていきたいかを考えなければならない。 ・妊婦健康診査を公平に受けられるようにしてほしい。早産した場合は、後期の券が使えなかった。受診券の利用日規定撤廃を検討してほしい。 ・受診率 100%に向け、内容拡充よりも妊婦の方の実態を把握した上で PR をしてほしい。町の方でも、出産費用などについて概算を把握し、紹介できるとよい。 ・初めて行政と関わりをもったときに、親切なサービス提供を行ってほしい。親切な相談業務が大切であり、三芳町のアピールにもなる。 ・予防を重視することは、長い目で見ると重要。 	

- 金額でなく、町全体で子育てをどうするかビジョンを立てて、それぞれの部署が連携して取り組んでほしい。出生連絡票で母子の健康状態の結果に応じてフォローができると思われる。
- 窓口職員のレベル向上、各病院との連携、妊産婦調査実施等、ソフト面の充実を。
- 健康診査の回数を追うごとに実績人数が少なくなっているため、工夫、改善が必要。
- 目標 100%は大変なこと。できないならできないと示した方がいい。自信があるならば、その手順を示して取り組んでほしい。

【町の方針】

町として平成25年度において、県に妊婦健康診査事業の補助金の継続について、積極的に働きかけを行うと共に、日本の将来を担う子どもたちのためにも、妊婦の方の経済的な負担軽減を考え、安心して出産ができるよう考慮し、今後も受診率アップ向上に向けて努めていく。

また、母子手帳交付時には、妊婦健康診査の受診票と助成券を併せて交付していますが、その際には受診者にとってより良い妊婦健康診査が行われるように、受診票、助成券の使用方法等について、今後も十分な内容説明を行っていく。

三芳町「事業の仕分け」報告シート

担当課	環境課
-----	-----

事業 No. : 13

事業名 : 一般廃棄物収集運搬事業

【評価・判定】		
継 続	内容改善	
2	2	
【判定結果】		
継続	内容改善を含めた継続。業者に対するマネジメントを担当部署が上手く行い、工夫をすることでサービスの向上をはかる。委託料単価の算出方法の見直し、指標の見直しも検討する。	
【事業概要】		
現状と課題	三芳町一般廃棄物処理実施計画に基づき、住民から排出される一般廃棄物を集積所方式により収集運搬している。今後、新施設稼働後共同でゴミ処理をするため、ゴミの分類や収集容器を統一する必要がある。また、町民生活に配慮した収集運搬体制の確立に向け、取り組まなければならない。	
事業の目的 期待する効果	住民から排出される一般廃棄物を収集運搬することにより生活環境の保全に努めようとするもの。また分別収集をすることにより、資源の効率的利用・リサイクルを進め循環型社会形成に資する事業としていきたい。	
活動内容	家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬業務を業者に委託して、可燃ゴミを週に2回、粗大・不燃ゴミを2週に1回、缶を2週に1回、ビンを2週に1回、ペットボトルを2週に1回、古紙類を2週に1回、容器包装プラスチック類を週に1回、集積所方式により回収している。	
【主な質問】		
<ul style="list-style-type: none"> ・内部評価について（有効性・達成度） ・広域ゴミ処理施設ができることによる運営の変化について ・広域ゴミ処理施設によるルートや大きな予算の変化について ・委託料単価について ・収集作業の質の向上について ・委託料の積算方法（他の自治体との比較）について ・ゴミの減量化の目標について ・複数社による見積もりについて ・コンポスト（電気式生ゴミ処理機）補助金による啓発活動について ・現在契約している事業者との契約期間について ・総合的な事務（企画・渉外）を行う際の人員について ・委託料単価の民間委託の場合と公営の場合における差について ・戸別収集について 		
【評価コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・企画（ゴミと農地、学習・教育などの域を超えたもの）、総務分野の強化を。 ・課を超えた取組も考えていく必要がある（教育・農地・生ゴミ）。地域の特徴やデメリットを把握し、それを生かした企画にもっていけるとよいのでは。（事例：宮崎県綾町、徳島県上勝町） ・コンポスト（電気式生ゴミ処理機）補助を行っていることの効果のPRも必要。 		

- ・ゴミを減らした努力が報いられるような体系が必要。
- ・契約方法、事業実施の方法、委託先業者との関係等、透明なプロセスで施策推進を。
- ・毎年、業者の評価を行うチェック表等を作り、緊張感をもって質の向上を図っていく必要がある。
- ・要求するばかりでなく、町民もやるべきことはやるのが重要。その仕組みづくりを。
- ・ゴミ回収時の「後追い回収」は改善の余地あり。(例：回収不可の理由を書いたポスターをステーションに貼り付けるなど)

【町の方針】

・ごみの減量化に向けた取組・・・過去5年間のごみの減量化については、毎年、前年度比較約2%前後(約70t)減量化が図られてきた。こうしたごみ減量の要因として、景気の低迷の影響も想定されるが、住民の皆さんの「ごみ減量とリサイクル」についての意識の高まりがあると考えている。平成24年3月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定、6月には「チャレンジ 家庭ごみ10%減量化作戦」を実施するなど、減量化に向けた各種の施策事業に取り組んでいく。

また、家庭から排出される生ごみを堆肥化し農地で活用するという、持続可能な地域内循環の仕組み作りについて、環境衛生対策審議会等で検討していく。

・事業の委託契約・・・収集運搬業務は、960箇所のごみ集積所へ住民から排出されたごみを迅速かつ円滑に収集運搬することが重要で、経験と実績が必要となる。過度な経済性を求める契約競争に陥らず、受託業務を円滑に遂行できる額を補償した範囲において、競争性が発揮できる契約に向けて検討していく。

三芳町「事業の仕分け」報告シート

担当課	環境課
-----	-----

事業 No. : 14

事業名 : ごみ処理施設維持管理事業

【評価・判定】		
継 続	内容改善	
2	2	
【判定結果】		
継続	成果指標の内容を研究すべき。ごみ減量へのチャレンジを行う、低減目標として立てるとよい。業者との随意契約についても、町が主体的に管理し、事業効率を改善できる体制を考える。	
【事業概要】		
現状と課題	清掃工場は稼働開始から既に 30 年以上経過しているため、毎年計画的に整備を実施しているが、今後も保守点検や修繕により機能維持・改善を図っていく必要がある。また、最終処分場の水質分析調査を行うことにより、最終処分場の適正管理と地域環境保全に努める。	
事業の目的 期待する効果	清掃工場の破砕機・水処理機器・周縁舗装等修繕事業により、施設の機能維持を図り、収集してきた一般廃棄物を遅滞なく処理する。また、最終処分場の水質分析調査を行うことにより、最終処分場の適正管理と地域環境保全に努める。	
活動内容	清掃工場の破砕機・水処理機器・周縁舗装等修繕事業を定期的に計画し実施していく。また、最終処分場浸出処理水の分析・最終処分場地下水の分析・最終処分場観測井戸の分析・清掃工場放流水の分析調査を行なっている。	
【主な質問】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果指標について（ごみ処理量の増加見込み） ・ 施設維持管理事業の終期について（平成 27 年の新施設まで） ・ 事業費用の増減について ・ これまでのごみ処理量に対する分析について ・ 平成 24 年 3 月に策定された「ごみ処理基本計画」の計画段階における住民の関わりについて ・ 最終処分場の水質調査の内容について ・ 水質調査の随意契約について ・ 契約業者への特別監査について ・ 成果指標の設定について（処理の達成割合や連続稼働時間など） ・ 施設の老朽化が著しい中における事業費の内訳について ・ ふじみ野市と共同処理または事務組合を作る予定について 		
【評価コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別から最終処分場まで一貫してやっていることは大切。ごみを減らせる大きな可能性につながる。 ・ 28 年度以降の計画をみているかぎり、明確に公表されていることがまだ不足していると感じる。28 年度まで大きく入れ替わる際にそのあたりの明快、透明なプロセスが示せると良い。 ・ ふじみ野市への負担金についても、算定する基準等をしっかり定め、住民の不利益にならないようしてもらいたい。 		

- 配布資料の搬入量の減少についての分析をもっとしっかりしてほしい。(コカコーラなどの事業者の缶処理なども活用してほしい。)
- 政策目標を明確にし、漠然とした啓発活動を行わないようにしてほしい。三芳町にある農地の活用なども行っていくべき。
- 委託業者に関して、管理・介入できる体制づくりも事業課で必要ではないか。
- 成果指標の設定をもう少し研究した方がよい。(低減目的という観点から目標を立てるべきである。)
- 搬入量を地区別で測定するなどすれば、地区ごとの競争が促される。
- 総花的な住民の啓発ではごみは減らない。一般廃棄物収集運搬事業と一緒にやっていく必要がある。

【町の方針】

清掃工場は稼働から30年以上経過し各施設の老朽化が著しいが、新施設稼働するまでは機能を低下させることなく稼働を続けていかなければならないため適切な維持管理が必要である。

施設整備については、機械部品の耐用年数や消耗部品等を考慮した整備計画により整備しているが、施設の状態等を考慮し整備していく。また、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検・修繕等を実施していく。

破碎機等の負荷を軽減し延命化を図るためにもごみの減量が必要になるため、ごみの減量化に向けた各種の施策事業に取り組んでいく。

三芳町「事業の仕分け」報告シート

担当課	観光産業課
-----	-------

事業 No. : 15

事業名 : 消費生活相談事業

【評価・判定】	
拡 充	継 続
3	1
【判定結果】	
拡充	事業拡充も、内容改善の余地あり。ホームページという媒体に限らない広報活動を。潜在的な相談者への対応が増えるのはよいが、被害者が減るように、予防講座にも力を入れる。相談者による評価（フィードバック）についても研究を。
【事業概要】	
現状と課題	現在、相談件数は増えている傾向にある。高齢者の振り込め詐欺、訪問販売、電話勧誘販売、その他悪質な被害が発生している。このような被害の未然防止・拡大防止のため、安心して相談を受けられるよう相談事業の充実・強化することが課題である。
事業の目的 期待する効果	消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、消費生活相談室を設置することにより、消費者被害の発生を防ぎ、また発生した場合の拡大防止のための措置を講ずることにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営めるよう支援する。
活動内容	消費者の利益の保護を図り、町民の消費生活の安定及び向上を確保するため、消費生活相談員を配置し、相談業務を毎週火・金曜日の週2日、午前10時～午後4時まで役場相談室で実施している。相談者は、若年層から高齢者までに及んでいる。また、多発している振り込め詐欺や悪質訪問者等から消費者を守るため、高齢者を対象としたミニ講座も今年度から実施している。相談室の相談以外にも、被害を防止するため、公民館等、他の会場に出向いて講座を開催するなどの普及啓発活動に積極的に取り組んでいくものである。
【主な質問】	
<ul style="list-style-type: none"> • 町の相談事業と県の相談事業のメリット・デメリットについて • 事業の目標（相談日数）・実績について • 相談者からの評価について • 町内住民の認知度について • 県内他市町村の相談室開設状況について • 相談内容の記録について • 相談員の賃金と他市町村との比較について • 広報による周知について 	
【評価コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> • 相談日の開設時間の設定の見直しを検討してほしい。（平日の昼間だけだと相談しづらい。土、日を隔週で入れてほしい） • 事務事業評価シートの事業の目標の設定について、相談件数を増やすのではなく、相談啓発件数等にしたい方がよいのでは。 	

- 本当に相談したい方（職員ではなく相談員）に相談したい状況が望ましいので開設日の増設をお願いしたい。
- ホームページも大事だが、高齢者向けには広報紙で周知を十分に行ってほしい。
- 県への相談件数（町の約3倍）の分析をした方が良い。
- 相談者の評価も調査研究する必要である。

【町の方針】

- 相談日を週2日から週3日に拡充できるように検討していきたい。
- 広報には、毎月お知らせコーナー（無料相談）において開設日と時間を載せているが、消費者トラブル防止のため、相談事例をもとにした内容が隔月でも掲載できるように検討する。ただし、広報では入稿時期が2カ月前のため最新の情報は載せられないので、ホームページや各公共施設にポスターとチラシを配布して周知するとともに、地域包括センター・社会福祉協議会・民生委員と協力して被害防止に努めたい。
- 県と町との相談件数が3倍であるのは、県センターでは月曜日から金曜日まで相談を受け付けているためである。町の相談室に相談しにくいからという理由での相談は見受けられない。今後も県への相談についての分析をしていく方針である。

三芳町「事業の仕分け」報告シート

担当課	都市計画課
-----	-------

事業 No. : 16

事業名 : 緑地保全事業

【評価・判定】	
内容改善	拡 充
3	1
【判定結果】	
内容改善	<p>拡充方向。みどりは三芳にとって大切なものとして事業に取り組んでほしい。広く町民の利益に帰する事業であるために、選定プロセスの透明性や、その後についても観察していくのが大切。地方債やトラストも検討を。「政策研究所」との有機的な連携を。</p>
【事業概要】	
現状と課題	<p>緑化推進の上では、新たな整備はもとより、既存の緑を保護・保全することが特に重要である。年々失われつつある樹林を保護するためには、民有地ではあるが維持管理や損害賠償保険について見直しの検討が必要とされる。また、保存樹木に関しては、通行者の安全確保や都市景観の向上のため、枯れ枝除去を行っている。</p>
事業の目的 期待する効果	<p>保存樹林・県自然環境保全地域の所有者に管理報償金を支払うことにより保護・保全を図り、住民に自然と親しむ場、憩いの場を提供する。また、保存樹木の枯れ枝降ろしをすることで、通行者の安全確保や事故を防止し、都市景観の向上を図る。</p>
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町指定の保存樹林及び県指定の多福寺自然環境保全地域の地権者に対して、報償金を支払う。 ・保存樹木、樹林について賠償責任保険へ加入するとともに、保存樹木に関しては、枯れ枝降ろしを委託により実施。 ・保存樹木の診断を委託により実施。
【主な質問】	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目標に対する実績について（保存樹木診断本数の目標 100 に対して実績 50） ・担当課で一番解決したい問題について ・本来所有者がやるべきことへの税金の投入について ・報償金の使途について ・唐沢小脇の森、スマートICの周辺など、下草や枝下ろしの意義について ・保存樹林等の指定する際の方法や見直し（解除）について ・三芳町みどりの保護育成及び活用に関する条例の見直しと所有者以外の住民へのメリット（小学生の課外授業など）について ・優先順位と他の計画（都市計画）との連携について ・「三富新田」を含む樹林帯への町民の評価について ・三芳町の土地利用計画について（買取り請求や住民負担による保存制度など） ・人材の育成について ・恒久的な緑地保全と緊急性について ・事業の見直しの余地とみどりの創出について 	

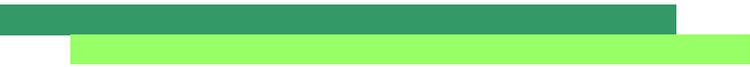
【評価コメント】

- 三芳町のみどりをもっと多角的なソフトウェア（景観、体験）で考え、需要過剰になりすぎないようにすべき。みどりの保全ということ、あらゆる世代の町民に理解してもらえないと意味がない。
- 町で買い取ることが一つの方法である。できなければ町民で買い取る制度をつくる（例：町民債、ミニ地方債）。三芳町の場合、町外の人を買う可能性が高いと思う。三芳町のガイドなどを用意して三芳を知ってもらう準備をしておいたほうが良い。
- 特定の人々の利益だけでなく、町民全体の利益になることの説明が大事である。これをしないで現状のまま進めていくと、新たに保存樹林を指定しても、なぜこの場所がなのかとなってしまうので、それを決めるプロセス、決めた後で見直すプロセス、それを使うプロセスをしっかりと検討して保全をしていく必要がある。

【町の方針】

緑地の保全・活用について、三芳町政策研究所（みどり保全・活用PJ）の提言を受けることにより、「さいたま緑のトラスト保全地制度」の研究や「ノーネットロスの仕組み」、「ソフトウェアによる緑地保全計画」など、様々な視線から、新しい施策について考えていく。

また、町指定の保存樹木の管理については、平成 24 年度中に保存樹木全ての簡易診断を行い、問題が見受けられた樹木に対して平成 25 年度に精密診断を行い、その結果を地権者に報告することにより枯枝の落下等の危険を未然に防ぎ、安全を確保していく。



实施概要

三芳町「事業の仕分け」の概要

1 「事業の仕分け」について

町が実施している事務事業の中から対象事業を選定し、公開の場で外部評価を行うものです。事業の成果や手法、民間活力の導入などの視点から市民判定人により事業を評価し、判定を導き出します。その結果を参考に、町では方針を決定し、事務事業の改善を図ります。

事業費の削減だけが目的ではなく、事業の改善や発展を導くとともに、皆様に町で行われている事務事業に関心を持っていただくことが重要な目的となります。

2 構成

町で抽出した事業をもとに、住民の皆さんからのアンケート結果をふまえて選定された16の対象事業について、1班体制で2日間行います。

【1班あたりの構成】

評価コーディネーター 1名

市民判定人 5名

(無作為抽出・公募の方 2名、団体推薦の方 1名、学識経験者 2名)

※なるべく多くの方に事業の仕分けに関わっていただくため、公募・無作為抽出、団体推薦による市民判定人の方は、午前・午後で入れ替わります。

3 評価基準

次のような基準により評価が実施されます。

- ① 事業の成果は期待通りに現れているか。
- ② 住民ニーズや社会情勢の変化に対応した事業となっているか。
- ③ 事業の手法は効率的なものか。
- ④ 事業のさらなる発展は見込めるか。
- ⑤ 事業の規模は最適なものか。
- ⑥ 民間活力の導入により、効果向上を図れないか。
- ⑦ 受益者負担の導入または見直し余地がないか。
- ⑧ 住民や地域に実施主体を委ねることができないか。

4 「事業の仕分け」の流れ

事業の仕分けは次のような流れで実施いたします。（1事業あたり50分程度）

① 事業概要の説明

事業を担当する職員が事業の概要について説明いたします。（15分）



② 質疑・応答

市民判定人と事業担当者による質疑応答・意見交換を行います。
（25分）



③ 評価・判定

コーディネーターと市民判定人により判定を導き出します。（5分）



④ 結果発表およびコメント

判定結果を発表し、コーディネーターが総括します。（5分）

5 判定区分

「3 評価基準」に基づき評価を行い、次の6つの区分のうちから判定を導き出します。

- ① 継続（現状維持）
- ② 廃止
- ③ 民間活用（民間委託、指定管理者等）
- ④ 拡充
- ⑤ 縮小
- ⑥ 内容改善
- ⑦ 実施主体の見直し（住民との協働等）

6 「事業の仕分け」の結果の活用

「事業の仕分け」の結果は、町の最終判断ではありません。判定結果を参考に、今後の事業のあり方、実施方法等について検討を行ったうえで町の方針を決定し、事務事業の改善を図ります。結果や町の方針等については、後日報告書を作成し、ホームページ等により公表します。

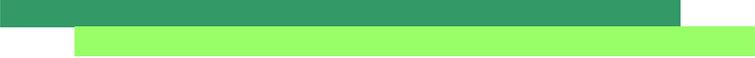
平成 24 年度 三芳町「事業の仕分け」

1日目（7月7日 土曜日）

時間	事業 No.	事業名	担当課	掲載 ページ
9:10～10:00	1	地域福祉バス利用助成事業	福祉課	P.6
10:10～11:00	2	敬老祝金支給事業	福祉課	P.8
11:10～12:00	3	障がい者住宅援護事業	福祉課	P.10
12:10～13:00	4	歴史民俗資料館管理運営・整備事業	文化財保護課	P.12
13:00～14:00	昼休み			
14:00～14:50	5	図書館資料購入整備事業	生涯学習課	P.14
15:00～15:50	6	公民館学習講座事業	生涯学習課	P.18
16:00～16:50	7	小中一貫教育推進事業	学校教育課	P.22
17:00～17:50	8	三芳町立学校支援員配置事業	学校教育課	P.26

2日目（7月8日 日曜日）

時間	事業 No.	事業名	担当課	掲載 ページ
9:10～10:00	9	子ども医療費支給事業	子ども支援課	P.30
10:10～11:00	10	公立保育所管理運営事業	子ども支援課	P.36
11:10～12:00	11	学童保育室管理運営事業	子ども支援課	P.38
12:10～13:00	12	妊婦健康診査事業	健康増進課	P.44
13:00～14:00	昼休み			
14:00～14:50	13	一般廃棄物収集運搬事業	環境課	P.52
15:00～15:50	14	ごみ処理施設維持管理事業	環境課	P.58
16:00～16:50	15	消費生活相談事業	観光産業課	P.60
17:00～17:50	16	緑地保全事業	都市計画課	P.62



アンケート結果

三芳町「事業の仕分け」傍聴人アンケート結果

◇傍聴人数

平成 24 年 7 月 7 日 (土)	平成 24 年 7 月 8 日 (日)
39	31

◇傍聴人アンケート結果 (回答数 48)

【お住まいは？】

上富	4	8%
北永井	4	8%
藤久保	24	50%
竹間沢	2	4%
みよし台	8	17%
町外	6	13%

【お歳は？】

19 歳以下	0	0%
20～30 歳代	2	4%
40～50 歳代	12	25%
60～70 歳代	32	67%
80 歳以上	1	2%
無回答	1	2%

【性別は？】

男性	31	65%
女性	17	35%

【ご職業は？】

会社員	3	6%
自営業	4	8%
議員	11	23%
公務員	6	13%
その他	22	46%
無回答	2	4%

【三芳町での居住年数は？】

5 年未満	1	2%
5～9 年	0	0%
10～19 年	4	8%
20～29 年	8	17%
30 年以上	30	63%
無回答	5	10%

【どのようにして
事業の仕分けをお知りになりましたか？】

広報みよし	30
ホームページ	7
知人から聞いた	4
ポスター	2
会場の看板	0
その他	9

複数回答可

【事業の仕分けを傍聴しようと
思った動機について教えてください。】

町で行われている事業が 知りたかった	6
関心のある事業があった	23
事業の関係者として	1
知人に誘われた	1
その他	5

複数回答可

【事業の仕分けの内容についていかがでしたか？】

よくわかった	20	41%
どちらとも言えない	11	22%
わからなかった	2	4%
無回答	16	33%

複数回答 1 件有

【事業の仕分けのような外部評価を実施することについてどのように思われますか？】

非常に有意義である	16	33%
それほど意義を感じない	12	25%
どちらともいえない	2	4%
無回答	18	38%

【今後事業の仕分けの対象にしてほしい事業】

- 大型公共事業のようなもの
- コピス三芳の事業
- 社会福祉協議会、商工会議所への補助金
- 町長マニフェストで実施された事業